

# 平成28年度 水質検査計画



群馬東部水道企業団

## はじめに

---

平成 28 年 4 月、太田市、館林市、みどり市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町の水道事業が統合され群馬東部水道企業団が誕生します。

群馬東部水道企業団では、お客様に「安全・安心」な水道水を安定して供給するために水質検査計画を策定し、水質検査を行います。

### 目次

1 . 基本方針 .....	3
2 . 水道事業の概要 .....	3
3 . 水源の状況と留意すべき水質項目 .....	6
4 . 水質検査項目、頻度及び地点 .....	7
5 . 水質検査体制 .....	14
6 . 水質検査委託 .....	14
7 . 水質検査方法 .....	14
8 . 水質検査の精度と信頼性の確保 .....	14
9 . 臨時の水質検査 .....	15
10 . 水質検査計画及び水質検査結果の公表 .....	15
11 . 水質検査結果の評価と水質検査計画の見直し .....	15
12 . 関係機関との連携 .....	15

## 1. 基本方針

---

- (1) 水質検査は、浄水場や配水場（受水場）などの系統を代表する蛇口（給水栓水）で行います。また、浄水場の入口（原水） 出口（浄水）や水源など水質管理上必要と判断した場所でも行います。
- (2) 水質検査は、水道法で義務づけられている項目の検査と水質管理上必要と判断した項目の検査について行います。
- (3) 検査頻度は、これまでの検査で得られた結果や水源の種別などを考慮して定めま
- す。
- (4) 水質検査は、委託検査としますが一部自己検査で行います。

## 2. 水道事業の概要

---

### (1) 水源と給水状況

群馬東部水道企業団の水源は、表流水（渡良瀬川、川口川）と地下水（浅井戸、深井戸）で、群馬県企業局（新田山田水道用水供給事業、東部地域水道用水供給事業）からの用水供給も受けています。

群馬東部水道企業団は、太田市、館林市、みどり市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町の3市5町に給水しております。給水状況は表1のとおりです。



図1 群馬東部水道企業団構成市町

表 1 構成団体別給水状況<sup>1</sup> (平成 26 年度末)

	太田市水道事業	館林市水道事業	みどり市水道事業	板倉町水道事業
給水区域	太田市	館林市	みどり市	板倉町
給水人口	221,499 人	77,577 人	49,462 人	15,294 人
普及率	99.6%	99.5%	99.9%	99.6%
給水戸数	90,407 戸	31,896 戸	18,905 戸	5,350 戸
計画 1 日最大給水量	99,000 m <sup>3</sup>	40,000 m <sup>3</sup>	25,200 m <sup>3</sup>	13,360 m <sup>3</sup>
1 日最大給水量	87,924 m <sup>3</sup>	32,980 m <sup>3</sup>	19,791 m <sup>3</sup>	8,616 m <sup>3</sup>
1 日平均給水量	81,346 m <sup>3</sup>	29,557 m <sup>3</sup>	17,594 m <sup>3</sup>	6,131 m <sup>3</sup>

	明和町水道事業	千代田町水道事業	大泉町水道事業	邑楽町水道事業
給水区域	明和町	千代田町	大泉町	邑楽町
給水人口	10,964 人	11,491 人	40,474 人	25,454 人
普及率	99.8%	98.3%	99.0%	96.9%
給水戸数	3,892 戸	4,188 戸	17,845 戸	9,472 戸
計画 1 日最大給水量	6,600 m <sup>3</sup>	15,000 m <sup>3</sup>	39,000 m <sup>3</sup>	23,800 m <sup>3</sup>
1 日最大給水量	6,099 m <sup>3</sup>	6,418 m <sup>3</sup>	17,510 m <sup>3</sup>	10,827 m <sup>3</sup>
1 日平均給水量	5,559 m <sup>3</sup>	5,227 m <sup>3</sup>	13,947 m <sup>3</sup>	9,723 m <sup>3</sup>

1 群馬東部水道企業団としての実績がないため、各構成団体の実績を記載しています。



渡良瀬川  
(渡良瀬浄水場取水口付近)



川口川  
(塩原浄水場取水口付近)

## (2) 施設の概要

浄水場及び受水場の所在地と浄水処理方式は表2のとおりです。

表2 浄(受)水場所在地と浄水処理方式等

施設名	所在地	水源の種別	浄水処理方式
渡良瀬浄水場	太田市只上町	表流水(渡良瀬川) 地下水(浅井戸6本、深井戸8本)	凝集沈殿(1系のみ) 急速ろ過 塩素消毒 紫外線処理(2系のみ)
利根浄水場	太田市堀口町	地下水(浅井戸4本、深井戸15本)	急速ろ過 塩素消毒
新田受水場	太田市新田多村新田町	受水(新田山田水道事務所)	追塩素消毒
藪塚受水場	太田市藪塚町	受水(新田山田水道事務所)	
牛沢受水場	太田市牛沢町	受水(東部地域水道事務所)	追塩素消毒
第二浄水場	館林市細内町	地下水(深井戸16本)	塩素消毒
第三浄水場	館林市下三林町	受水(東部地域水道事務所)	追塩素消毒
塩原浄水場	みどり市大間々町	表流水(渡良瀬川、川口川)	凝集沈殿 急速ろ過 塩素消毒
桐原受水場	みどり市大間々町	受水(新田山田水道事務所)	
北(第1)浄水場	板倉町西岡	地下水(深井戸2本)	急速ろ過 塩素消毒
岩田(第3)浄水場	板倉町岩田	地下水(深井戸2本)	急速ろ過 塩素消毒
東(第5)浄水場	板倉町海老瀬	地下水(深井戸2本)	急速ろ過 塩素消毒
南浄水場	板倉町大高嶋	地下水(深井戸)	急速ろ過 塩素消毒
西配水場	板倉町板倉	受水(東部地域水道事務所)	追塩素消毒
大輪浄水場	明和町大輪	地下水(深井戸2本)	急速ろ過 塩素消毒
南大島浄水場	明和町南大島	地下水(深井戸) 受水(東部地域水道事務所)	急速ろ過 塩素消毒
第3浄水場	千代田町瀬戸井	地下水(深井戸) 受水(東部地域水道事務所)	急速ろ過 塩素消毒
第4浄水場	千代田町瀬戸井	地下水(深井戸) 受水(東部地域水道事務所)	急速ろ過 塩素消毒
第5浄水場	千代田町新福寺	地下水(深井戸)	急速ろ過 塩素消毒
第一浄配水場	大泉町城之内	地下水(深井戸5本、古戸水源8本)	凝集沈殿 急速ろ過 塩素消毒
第二浄配水場	大泉町仙石	地下水(深井戸5本) 受水(東部地域水道事務所)	凝集沈殿 急速ろ過 塩素消毒
中野浄水場	邑楽町中野	地下水(深井戸3本)	凝集沈殿 急速ろ過 塩素消毒
第三浄水場	邑楽町篠塚	地下水(深井戸3本) 受水(東部地域水道事務所)	凝集沈殿 急速ろ過 塩素消毒

### 3 . 水源の状況と留意すべき水質項目

水源の状況と留意すべき水質項目は表 3 及び表 4 のとおりです。

表 3 水源の状況と留意すべき水質項目（表流水）

	表流水（渡良瀬川）	表流水（川口川）
水源において留意すべき状況	取水口より上流に旧鉾山、大規模養豚場、ゴルフ場、ダム湖などがあります。	取水口より上流で温泉水が混入しています。
原水の留意すべき水質状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 降雨などにより、濁度が上昇することがあります。</li> <li>・ ダム湖などで繁殖する藻類により、かび臭が発生することがあります。</li> <li>・ ダム放流により、水質が急激に変わることがあります。</li> <li>・ 微小藻類の増殖により、ろ過障害が起こることがあります。</li> <li>・ 藻類の光合成により、pH 値が上昇することがあります。</li> <li>・ 旧鉾山の影響で、重金属の濃度が高くなることがあります。</li> <li>・ 温泉水の流入により、トリハロメタンを生成する臭化物イオン濃度が高い傾向にあります。</li> </ul>	
留意すべき水質項目	濁度、pH 値、重金属など	

表 4 水源の状況と留意すべき水質項目（地下水）

	地下水（浅井戸、深井戸）
原水の留意すべき水質状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地質由来により、鉄、マンガン、ヒ素などが高い濃度で検出されることがあります。</li> <li>・ 鉄やマンガン濃度が高いことにより、水が着色されることがあります。</li> </ul>
留意すべき水質項目	鉄、マンガン、色度など

## 4 . 水質検査項目、頻度及び地点

群馬東部水道企業団では、法令で義務づけられている項目として毎日検査及び水質基準項目検査を行い、水質管理上必要と判断する項目として水質管理目標設定項目及びその他の項目について検査を行います。

### (1) 法令で義務づけられている検査

#### 毎日検査

毎日検査は、水道法施行規則第 15 条により、給水栓（蛇口）にて 1 日 1 回検査することが義務づけられている検査です。項目は、色、濁り、消毒の残留効果（残留塩素）の 3 項目となっています。

表 5 毎日検査の地点及び頻度

項目	検査地点	検査頻度
色	浄水場などの系統を代表する 36 か所の給水栓で検査を行います。	1 日 1 回
濁り		
消毒の残留効果（残留塩素）		

#### 水質基準項目検査

水質基準項目検査は、水道法により義務づけられている検査で、51 項目が定められています。検査項目と頻度<sup>2</sup>は表 6 のとおりです。また、検査地点は浄水場などの系統を代表する 28 か所の給水栓となっています（図 2 をご参照ください）。

#### 2 検査頻度は次の内容を考慮して決めています。

水道法により、概ね 1 か月ごとに検査を行うことが義務づけられており省略が不可能な項目は、月 1 回検査を行います。

水道法により、概ね 3 か月ごとに検査を行うことが義務づけられている項目は、年 4 回検査を行います。

水道法により、過去の検査結果において 3 年に 1 回まで検査頻度を減じることができる項目は、水質が安全であることを確認するため年 1 回検査を行います。

上記 ~ を基本とし、過去の検査結果や原水の留意すべき水質項目などを考慮して検査地点ごとに頻度を決定します。

表6 水質基準項目検査の項目と頻度

No.	項目	基準値	検査頻度(回/年)							
			太田市 給水栓	館林市 給水栓	みどり市 給水栓	板倉町 給水栓	明和町 給水栓	千代田町 給水栓	大泉町 給水栓	邑楽町 給水栓
1	一般細菌	1mLの検水で形成される集落数が100以下	12	12	12	12	12	12	12	12
2	大腸菌	検出されないこと	12	12	12	12	12	12	12	12
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下	4	1	12	1	1	1	2	1
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/L以下	4	1	1	1	1	1	2	1
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/L以下	4	1	12	1	1	1	2	1
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/L以下	4	1	12	1	1	1	2	1
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下	4	1	12	1	1 4	1 5	2	4
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.05mg/L以下	4	1	12	1	1	1	2	1
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	4	12	4	4	4	4	4	4
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/L以下	4	4	4	4	4	4	4	4
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	4	12	4	1 3	1	1	2	1
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下	4	1	4	1	1	1	2 7	4
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/L	4	1	12	1	1	1	2	1
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	4	1	4	1	1	1	2	1
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	4	1	1	1	1	1	2	1
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	4	1	4	1	1	1	4	1
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	4	1	4	1	1	1	2	1
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	4	1	4	1	1	1	2	1
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	4	1	4	1	1	1	2	1
20	ベンゼン	0.01mg/L以下	4	1	4	1	1	1	2	1
21	塩素酸	0.6mg/L以下	4	4	4	4	4	4 6	4	4
22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	4	4	4	4	4	4	4	4
23	クロロホルム	0.06mg/L以下	4	4	4	4	4	4	4	4
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	4	4	4	4	4	4	4	4
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	4	4	4	4	4	4	4	4
26	臭素酸	0.01mg/L以下	4	4	4	4	4	4	4	4
27	ジトリハロメタン	0.1mg/L以下	4	4	4	4	4	4	4	4
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	4	4	4	4	4	4	4	4
29	プロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	4	4	4	4	4	4	4	4
30	プロモホルム	0.09mg/L以下	4	4	4	4	4	4	4	4
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	4	4	4	4	4	4	4	4
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下	4	1	12	1	1	1	2	1
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下	4	1	12	1	1	1	4	1 9
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L以下	4	1	12	1	1	1	2	1
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L以下	4	1	12	1	1	1	2	1
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/L以下	4	1	4	1	1 4	1	2	1 9
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下	4	1	12	1	1	1	2	1
38	塩化物イオン	200mg/L以下	12	12	12	12	12	12	12	12
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	4	1	12	1 3	4	4	4	4
40	蒸発残留物	500mg/L以下	4	1	4	4	4	4	4	4
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	4	1	1	1	1	1	2	1
42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	4	3	3	1	1	1	2 8	1
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	4	3	3	1	1	1	2	1
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	4	1	1	1	1	1	2	1
45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/L以下	4	1	1	1	1	1	2	1
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	12	12	12	12	12	12	12	12
47	pH値	5.8以上8.6以下	12	12	12	12	12	12	12	12
48	味	異常でないこと	12	12	12	12	12	12	12	12
49	臭気	異常でないこと	12	12	12	12	12	12	12	12
50	色度	5度以下	12	12	12	12	12	12	12	12
51	濁度	2度以下	12	12	12	12	12	12	12	12

3 西配水場系は4回/年  
4 大輪公園は4回/年  
5 なかさ公園は4回/年

6 第15区公民館は7回/年  
7 明ヶ島公園は4回/年  
8 明ヶ島公園は12回/年

9 秋妻公民館は4回/年



### 検査地点名

太田市	中央公園
	沖之郷集会所
	南矢島町東公園
	南ヶ丘公園
	ふるさとスポーツ公園
	西長岡ポンプ場
	業師公園
	小島公民館
館林市	環境センター公園
	高根区民会館
	観音公園
	東山運動広場
みどり市	大間々下水道雑排水浄化施設
	笠懸第1区公民館
板倉町	西岡新田区民会館
	細谷農村公園
	長養寺住民センター
	初谷上公民館
明和町	朝日野なかよし公園
	斗合田集落センター
千代田町	大輪公園
	第15区公民館
大泉町	ふれあいタウンちよだ南公園
	なかさと公園
邑楽町	明ヶ島公園
	古海第一公園
邑楽町	秋妻公民館
	轄区画整理事務所



図2 水質基準項目検査採水地点図（給水柱）

(2) 水質管理上必要と判断する項目

水質管理目標設定項目

水質管理目標設定項目は、将来にわたり水道水の安全性の確保等に万全を期する見地から、水道事業者において水質基準項目検査に準じた項目として設定された項目です。項目と頻度は表7のとおりで、検査地点は表8のとおりです。

表7 水質管理目標設定項目の項目と頻度

No.	項目	目標値	検査頻度(回/年)			
			太田市		館林市・みどり市・大泉町	
			水源及び浄水場入口	給水栓及び浄水場出口	水源又は浄水場入口	給水栓
1	アンチモン及びその化合物	0.02mg/L以下	2		2	
2	ウラン及びその化合物	0.002mg/L以下(暫定)	2		2	
3	ニッケル及びその化合物	0.02mg/L以下(暫定)	2		2	
4	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	2		2	
5	トルエン	0.04mg/L以下	2		2	
6	フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	0.1mg/L以下	2		2	
7	亜塩素酸	0.6mg/L以下				2
8	二酸化塩素	0.6mg/L以下				2
9	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L以下(暫定)		2		2
10	抱水クロラール	0.02mg/L以下(暫定)		2		2
11	農薬類	検出値と目標値の比の和として1以下	2		2	
12	残留塩素	1mg/L以下		12		2
13	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10mg/L以上 100mg/L以下	4	4		2
14	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、 0.01mg/L以下	4	4		2
15	遊離炭酸	20mg/L以下		4		2
16	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下	2		2	
17	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02mg/L以下	2		2	
18	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/L以下		2		2
19	臭気強度(TON)	3以下	4	2		2
20	蒸気残留物	30mg/L以上 200mg/L以下	4	4		2
21	濁度	1度以下	12	12		2
22	pH値	7.5程度	12	12		2
23	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし、 極力0に近づける		2		2
24	従属栄養細菌	1mLの検水で形成される 集落数が2000以下 (暫定)		12	2	2
25	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	2		2	
26	アルミニウム及びその化合物	0.1mg/L以下	4	4		2

表8 水質管理目標設定項目検査地点

原水系		浄水系(給水栓)	
水源	第2水源7号井(渡良瀬浄水場)	太田市	沖之郷集会所
	第4水源(利根浄水場)		薬師公園
	川口川取水口(塩原浄水場)	館林市	環境センター公園
	渡良瀬川取水口(塩原浄水場)	みどり市	大間々南下水路雑排水浄化施設
	大泉町第6水源(第二浄配水場)	大泉町	古海第一公園
浄水場入口	渡良瀬浄水場入口		
	利根浄水場入口		
	館林市第二浄水場入口		

## その他の項目

水源、浄水場入口（原水）と浄水場出口（浄水）で行う検査

法令で義務づけられていない地点にて、水質基準項目検査と同様の項目と頻度で検査を行います。項目と頻度は表 10 と表 11 のとおりです。

クリプトスポリジウム等検査及び指標菌検査

「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」（平成 19 年 3 月 30 日付健水発第 0330005 号厚生労働省課長通知）に基づき、クリプトスポリジウム等検査及び指標菌検査を行います。項目と頻度は表 10 のとおりです。

放射性物質検査

「水道水中の放射性物質に係る管理目標値の設定等について」（平成 24 年 3 月 5 日付健水発 0305 第 2 号厚生労働省課長通知）に基づき、放射性セシウム 134 及び 137 の項目について検査を行います。検査地点は表 9 のとおりです。

表 9 放射性物質検査

項目	管理目標値	検査地点
放射性セシウム（セシウム 134 及び 137）	10Bq/kg 以下	各浄水場出口

表 10 水質管理上必要と判断する項目の項目と頻度（水源・浄水場入口）

No.	項目	検査頻度（回／年）							
		太田市 水源・ 浄水場入口	館林市 水源	みどり市 水源	板倉町 浄水場入口	明和町 水源	千代田町 水源	大泉町 浄水場入口	邑楽町 浄水場入口
1	一般細菌	12	1	12	1	12	1	2	1
2	大腸菌	12	12	12	1	12	1	2	1
3	カドミウム及びその化合物	4	1	12	1	1	1	2	1
4	水銀及びその化合物	4	1	1	1	1	1	2	1
5	セレン及びその化合物	4	1	12	1	1	1	2	1
6	鉛及びその化合物	4	1	12	1	1	1	2	1
7	ヒ素及びその化合物	4	1	12	1	1	1	2	1
8	六価クロム化合物	4	1	12	1	1	1	2	1
9	亜硝酸態窒素	4	1	12	1	1	1	2	1
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	4	1	12	1	1	1	2	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	4	1	12	1	1	1	2	1
12	フッ素及びその化合物	4	1	12	1	1	1	2	1
13	ホウ素及びその化合物	4	1	12	1	1	1	2	1
14	四塩化炭素	4	1	12	1	1	1	2	1
15	1,4-ジオキサン	4	1	12	1	1	1	2	1
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	4	1	12	1	1	1	2	1
17	ジクロロメタン	4	1	12	1	1	1	2	1
18	テトラクロロエチレン	4	1	12	1	1	1	2	1
19	トリクロロエチレン	4	1	12	1	1	1	2	1
20	ベンゼン	4	1	12	1	1	1	2	1
21	亜鉛及びその化合物	4	1	12	1	1	1	2	1
22	アルミニウム及びその化合物	4	1	12	1	1	1	2	1
23	鉄及びその化合物	4	1	12	1	1	1 <sup>11</sup>	12	1
24	銅及びその化合物	4	1	12	1	1	1	2	1
25	ナトリウム及びその化合物	4	1	12	1	1	1	2	1
26	マンガン及びその化合物	4	1	12	1	1	1	12	1
27	塩化物イオン	4	1	12	1	12	1	2	1
28	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	4	1	12	1	1	1	2	1
29	蒸発残留物	4	1	12	1	1	1	2	1
30	陰イオン界面活性剤	4	1	12	1	1	1	2	1
31	ジェオスミン	4		3	1	1	1	2	1
32	2-メチルイソボルネオール	4		3	1	1	1	2	1
33	非イオン界面活性剤	4	1	12	1	1	1	2	1
34	フェノール類	4	1	12	1	1	1	2	1
35	有機物（全有機炭素(TOC)の量）	12 <sup>10</sup>	1	12	1	12	1	2	1
36	pH 値	12	1	12	1	12	1	2	1
37	臭気	12	1	12	1	12	1	2	1
38	色度	12	1	12	1	12	1	12	1
39	濁度	12	1	12	1	12	1	12	1
40	アンモニア態窒素						12		
41	電気伝導率	12							
42	嫌気性芽胞菌	12	12	2	1	4	4	4	4
43	クリプトスポリジウム等	12		6					
44	ダイオキシン	1							

10 水源は4回／年、浄水場入口は12回／年検査を行います。

11 第1水源のみ12回／年検査を行います。

表 11 水質管理上必要と判断する項目の項目と頻度（浄水場出口）

No.	項目	基準値 目標値	検査頻度（回/年）			
			太田市 浄水場出口	館林市 浄水場出口	みどり市 浄水場出口	大泉町 浄水場出口
1	一般細菌	1mLの検水で形成される集落数が100以下	12	12	12	
2	大腸菌	検出されないこと	12	12	12	
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下	4	1	12	
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/L以下	4	1	1	
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/L以下	4	1	12	
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/L以下	4	1	12	
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下	4	1	12	
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.05mg/L以下	4	1	12	
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	4	12	4	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/L以下	4	4	4	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	4	12	4	
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下	4	1	4	
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下	4	1	12	
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	4	1	4	
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	4	1	1	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	4	1	4	
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	4	1	4	
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	4	1	4	
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	4	1	4	
20	ベンゼン	0.01mg/L以下	4	1	4	
21	塩素酸	0.6mg/L以下	4	4	4	
22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	4	4	4	
23	クロロホルム	0.06mg/L以下	4	4	4	
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	4	4	4	
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	4	4	4	
26	臭素酸	0.01mg/L以下	4	4	4	
27	錯トリハロメタン	0.1mg/L以下	4	4	4	
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	4	4	4	
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	4	4	4	
30	ブロモホルム	0.09mg/L以下	4	4	4	
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	4	4	4	
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下	4	1	12	
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下	4	1	12	
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L以下	4	1	12	12
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L以下	4	1	12	
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/L以下	4	1	4	
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下	4	1	12	12
38	塩化物イオン	200mg/L以下	12	12	12	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	4	1	12	
40	薬剤残留物	500mg/L以下	4	1	4	
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	4	1	1	
42	ジェオスミン	0.0001mg/L以下	4	3	3	
43	2-メチルイソボルネオール	0.0001mg/L以下	4	3	3	
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	4	1	1	
45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/L以下	4	1	1	
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	12	12	12	
47	pH値	5.8以上8.6以下	12	12	12	
48	味	異常でないこと	12	12	12	
49	臭気	異常でないこと	12	12	12	
50	色度	5度以下	12	12	12	12
51	濁度	2度以下	12	12	12	12
52	クリプトスポリジウム等	検出されないこと	12		6	

## 5 . 水質検査体制

---

### 毎日検査項目

水道事業包括業務受託者及び企業団職員などが行います。

### 水質基準項目、水質管理目標設定項目及び水質管理上必要と判断する項目

水道法第 20 条第 3 項の厚生労働大臣登録検査機関に委託し検査を行いますが、一部水道事業包括業務受託者及び企業団職員が行います。

## 6 . 水質検査委託

---

水質検査を委託する検査機関は、次の内容を考慮し選定します。

水道法第 20 条第 3 項の厚生労働大臣登録検査機関であること。

水道 GLP（優良試験所規範）認定検査機関であること。

委託するすべての検査項目を自己検査できる検査機関であること。

水質事故などが発生し、臨時の水質検査を行わなければならない場合でも、迅速に検査を行うことができる検査機関であること。

## 7 . 水質検査方法

---

毎日検査項目、水質基準項目及び水質管理目標設定項目の検査については、国が定めた検査方法（「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」等）により行います。その他の項目の検査については、上水試験方法（日本水道協会）等により行います。

## 8 . 水質検査の精度と信頼性の確保

---

### 委託検査機関に対しては。

水質検査の信頼性を確保するために、委託する検査機関は水道 GLP（優良試験所規範）の認定を取得している検査機関に限ります。また、その検査機関が外部精度管理（国などが実施する精度管理）や内部精度管理（自己検査機関内で実施される精度管理）において結果が適正であるかなどをチェックし、水質検査の信頼性の確保に努めます。

### 自己検査体制に対しては。

検査機器を整備し、自己検査体制の拡充を図ります。また、水質検査方法や検査機器の操作方法を記載した標準作業手順書の作成、外部精度管理の参加、内部精度管理の実施などを積極的に行い、検査技術の向上に努めます。

## 9 . 臨時の水質検査

---

次のような状況となり、水道水が水質基準に適合しないおそれがある場合には、臨時の水質検査を行います。また、事態が終息し水道水の安全性が確保されるまで検査を継続します。

水源水質の著しい悪化や水源に異常があったとき。

浄水処理の過程で異常があったとき。

配水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。

その他特に必要が認められるとき。

## 10 . 水質検査計画及び水質検査結果の公表

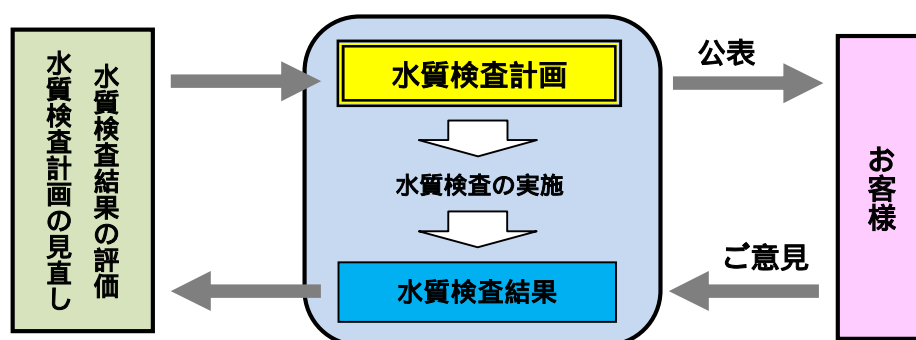
---

水質検査計画は、毎事業年度の開始前に作成し、群馬東部水道企業団ホームページに掲載します。また、水質検査結果についても群馬東部水道企業団ホームページに掲載します。

## 11 . 水質検査結果の評価と水質検査計画の見直し

---

検査地点ごとに検査結果をまとめ、各検査項目の最大値や平均値を水質基準値等と照らし合わせ、翌年度の水質検査計画に反映させます。また、お客様からの意見なども反映させ検査計画を見直していきます。



## 12 . 関係機関との連携

---

水道水に関する水質事故が発生した場合には、厚生労働省、群馬県企業局水道課、東部地域水道事務所、新田山田水道事務所、近隣水道事業体及びその他関係機関と連携を図りながら、迅速かつ適切な対応を行います。